

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和8年10月1日

[登録番号:95号 有効期間:令和11年3月30日]

長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 佐久労働基準協会
各労働基準協会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第三に掲げるもの。）を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）及び四アルキル鉛等業務（同施行令別表第五に掲げるもの。四アルキル鉛を用いて研究を行う業務を除く。）に係わる作業については、標記の技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」又は「四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に、作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第14条）また、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから労働安全衛生法施行令、特化則の改正により「特定化学物質作業主任者」の選任が必要な業務に加えられました。（追加業務に係る選任義務：令和4年4月1日～）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年12月3日(木)・4日(金)	1日目は9時10分から、 2日目は8時40分から受付をいたします。
会場	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4
締切日	令和8年11月20日(金)	定員 70名
締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます		

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に記載してあります。）
(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい)

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、 <u>上三分身(胸から上)</u> (顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、 <u>デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限り</u> ます。

3. 受講料 (消費税含む)

1名 15,400円 [内訳：本体 14,000円 消費税(10%) 1,400円]

4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 2,200円 [内訳：本体 2,000円 消費税(10%) 200円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11月24日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代460円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは 11 月 26 日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	9:25～	
	関係法令	9:30～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 環境測定部長 依田 憲哲
	特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置に関する知識	13:00～17:00	医療法人山月会 小諸医院 院長 高木 暁也 氏
第二日目	作業環境の改善方法および労働衛生保護具に関する知識	9:00～12:00 12:45～15:45	(一社)長野県労働基準協会連合会 化学物質管理専門家 武士 善明
	修了試験	15:45～16:45	
	修了式	16:45～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始 1 ヶ月前迄に提出することが必要となります。（但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。）

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課（TEL 026-226-0862）までお問い合わせください。（助成金に限る）

助成金受給申請時に必要な受講証明（申請書）につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110 円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

9. そ の 他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄（25 文字以内）に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

注）特別有機溶剤の扱いについて

クロロホルムほか 9 物質（【注】参照）については、平成 26 年 11 月 1 日から適用される規則が特定化学物質障害予防規則に変更されていますが、作業主任者を選任する場合には**有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません**のでご注意ください。

なお、平成 25 年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下の 2 業務についてもクロロホルム等と同様に**有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません**ので、ご注意ください。

① エチルベンゼン等に係る塗装の業務

（平成 25 年 1 月 1 日施行、平成 27 年 1 月 1 日から義務化）

② 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務

（平成 25 年 10 月 1 日施行、平成 26 年 10 月 1 日から義務化）

【注】クロロホルム・1,4-ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン